

広陵町自治基本条例住民ワークショップ（第1回） 議事録要旨

開催日 令和元年 9月 8日（日）
午前10時～午後0時25分
場所 広陵町役場3階 大会議室

住民ワークショップ参加者（全37人）
企画部長、事務局（企画政策課） 5人
自治基本条例庁内ワーキンググループ 7人

午前10時 開会

1 開会あいさつ（企画部長）

2 事務局紹介

3 事務局説明

自治基本条例をつくる義務はない。現在、全国1700あまりの自治体のうち自治基本条例を制定しているのは350ほどで、全体の2割。では、なぜ広陵町でつくろうとしているのかというと、住民と行政、議会それぞれがまちづくりのために何をすべきかというルールを定めるものである。既に行政と住民で協働できているものはあるが、それを改めて規定するもの。

平成30年1月から役場内で勉強会を立ち上げ、現在本格始動。先行例の視察として兵庫県西脇市と伊丹市、奈良県吉野町を訪問した。その後、審議会を立ち上げ、既に2回行い、本日午後から3回目を実施する。今回は、皆さんから意見をいただき基本理念や基本原則をつくる時の言葉、キーワードをいただきたいと考えている。

4 ミニレクチャー（広陵町自治基本条例審議会会長、中川氏）

※ 別紙資料「自治基本条例とは何でしょうか」参照

自治基本条例は憲法や地方自治法などを「わかりやすくかみ砕いて説明する条例」である。国の法律は約1,000本あるが、そのうち地方自治に関連するのは475本。まちの理念や原則を確認する条例。そのため町の一番大事にしているものがなにかを描く「自治体の都市宣言」のようなものである。

団体自治は役所などの仕事、消防団、自治会、婦人会、NPOなどはすべて住民自治である。今まではプロセスの一部への「参加」が多くあったが、こ

れからは計画段階から全体に参加する「参画」が必要になってくる。それに既にあるシステムに「協力」するのではなく、ともに進めていく「協働」が重要になってくる。

住民自治にはタテ・ヨコ・ナナメの自治があり、タテとヨコがそろうことで市民社会は活性化するといえる。一方ナナメはほとんど活用しない住民自治である。

自治基本条例を分かりやすく言うと「広陵町の自治の仕組みのわかりやすい手引き」、「広陵町がめざす方向と決意、行動原則の明示」、「広陵町が設ける独自の自治システムの根拠」となる。

(質疑応答)

- Q. 条例には最大公約を書くのか、それとも一つ一つの計画をもとに書き込むのか、
- A. 条例には、すべてをいかして記載する予定である。
- Q. まちづくりの範ちゅうはどこを定義していて、基本的なルールとなるのか。
- A. すべてを規定するわけではない。しかし、条例で「公聴会やタウンミーティングを開催する」という文章も入れられる。
- Q. ルール（条例）がなくても計画等は作られているとのことだが、逆に条例をつくることで縛られることが出てくるのでは。メリット・デメリットを教えてください。
- A. 住民側は新たに義務で縛られる訳ではない。逆に行政が縛られると考えてもらいたい。そのためデメリットはない。
- Q. 住民の範囲・定義は。
- A. 住んでいる人（在住）だけなのか、働きに来ている人（在勤とか在学）も含むのか、外国人も入れるのか。それは今後検討する事項である。
- Q. 20年、30年度の住民との価値観は違うと思うのだが、変えないデメリットは。
- A. 基本的な原則は半永久的だが、「5年ごとに見直す」といった規定を多くの自治体で記載している。

5 ワークショップ

各班4～5人に分かれて「広陵町のええところ」「広陵町のあかんところ」「将来こうなったらあかん」「だから将来こうなってほしい」というテーマに沿って話し合った。

※話しあった意見の取りまとめについては、別添データ参照。

6 その他（今後のスケジュール等）

第2回は11月10日（日）午後1時30分～3時30分、第3回は12月7日（土）午前10時～正午で開催予定。今回参加者に次回も参加してもらえよう、また、参加者からさらに次回以降のワークショップに参加する方を紹介してもらいたいことを依頼。

閉会 午後0時25分

以上